

## 蟹田・脇野沢航路利用促進キャンペーン業務委託仕様書

### 1 業務名

蟹田・脇野沢航路利用促進キャンペーン業務（以下、「キャンペーン」という。）

### 2 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化等により旅客収入が落ち込んでいる蟹田・脇野沢航路（以下、「航路」という。）の利用者増加に向けて、レンタカーの自動車航送料等の割引キャンペーンを実施する。

### 3 委託料上限額

11,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※ 割引キャンペーンの原資2,164千円を含む。

### 4 契約期間

契約締結の日から令和6年3月10日（金）まで

### 5 キャンペーン内容

#### （1）内容

乗船に係るレンタカー（5m未満まで）の自動車航送料及び二輪自動車・原動機付自転車・自転車の特殊手荷物運賃を約3割引にする。なお、割引価格は以下の表のとおりとする。

（単位：円）税込価格

区分		通常運賃	割引適用運賃
レンタカー	3m未満	6,700	4,600
	3m以上4m未満	8,900	6,200
	4m以上5m未満	11,100	7,700
自転車		850	500
原動機付自転車		1,650	1,100
二輪自動車(750cc未満)		2,450	1,700
二輪自動車(750cc以上)		3,300	2,300

#### （2）キャンペーン期間

令和5年7月1日（土）から令和5年11月5日（日）まで

※ただし、キャンペーンの進捗状況により、11月5日（日）までに割引原資の予算額に達すること等が見込まれた場合は、随時発注者と協議のうえ、終了時期を決定するものとする。

#### （3）割引適用条件

キャンペーン利用希望者は、自動車等の乗船申込時に、むつ湾フェリー(株)（以下、「会社」という。）に対してキャンペーンを使用する旨伝えた上で、乗船当日に、キャンペーンのランディングページを提示することを条件に、割引運賃を適用させる。

## 6 業務委託の内容

### (1) キャンペーンに係るランディングページの制作及び公開

- ア ランディングページについては、ファーストビュー完結型とし、CTA (Call To Action) ボタンでキャンペーンの詳細内容ページへ繋げること。
- イ ファーストビューのメインビジュアルについては、ページ訪問者に対して、航路の活用及び津軽・下北半島を周遊したいという意欲を喚起する秘境感のあるビジュアルとすること。
- ウ CTA ボタン押下後のページ内容は以下の情報を掲載すること。
  - ①キャンペーン情報
  - ②航路の紹介 (運航ダイヤ、津軽半島及び下北半島をわずか1時間で結ぶ利便性の高さ、船旅としての魅力等)
  - ③青森市を出発地とした周遊ルート並びに津軽半島及び下北半島の見どころ
  - ④新幹線駅、青森・三沢空港、青森県内東北自動車道の IC から蟹田港及び脇野沢港までの所要時間
  - ⑤この他、発注者と受注者と協議のうえ、必要事項を掲載する。

### (2) キャンペーン運営

- ア 会社に対して、以下のとおり割引相当分額の原資補填を行うこと。
  - ①月単位で割引相当額を会社へ支払うこと。
  - ②毎月10日までに、会社から前月分の乗船名簿及び割引相当額の報告を受けること。
  - ③報告を受けた日から起算して15日以内に会社へ割引相当額を支払うこと。
- イ キャンペーン期間中の問合せ対応窓口を設置すること。
- ウ なお、キャンペーン割引原資分については、委託料に含まれるものとする。

### (3) キャンペーンのPR

#### ア ランディングページへの誘導広告の実施

- ①YouTube を活用したターゲティング広告により、ランディングページへ誘導すること。
- ②広告の種類はインストリーム広告及びバンパー広告とする。
- ③配信期間は、令和5年6月頃から令和5年11月5日(日)までとする。
- ④広告の配信数は、予定価格の範囲内で提案すること。
- ⑤広告内容は、ランディングページへの流入を促す内容とすること。
- ⑥上記のほか、ランディングページへの流入やキャンペーンの利用促進に効果的な広告方法が考えられる場合は、委託料の上限額の範囲内において、提案すること。

#### イ ポスターの作成及び発送

- ①キャンペーン内容を掲載したポスターを作成すること。
- ②発送先は、県内の道の駅、観光施設、宿泊施設とするが、詳細については、受注後に発注者と協議することとする。

### (4) Google アナリティクスを活用したランディングページのアクセス分析

- ア 訪問者数の年齢・性別、興味関心の分析。
- イ 流入経路の分析。(検索エンジン、SNS、他サイトのリンク等)
- ウ 各ページのセッション数や、直帰率、コンバージョン率の分析
- エ コンバージョンした訪問者に係る上記ア～ウの分析
- オ 上記の分析に係る結果を踏まえ、認知度向上に効果的な広告方法、ターゲット、有効と考え

られる施策を報告すること。

**(5) 自由提案**

上記(1)～(4)の業務に加え、キャンペーンの実施と併せて、航路の利用促進に資する効果的な企画があれば、委託料の範囲内で提案すること。

**(6) 報告書等の作成**

上記(1)～(5)の実施概要をまとめた報告書を作成の上、発注者に対して提出すること。

**7 成果品の納品**

**(1) 納品物**

ア 業務実施報告書(A4版)紙媒体2部及び電子媒体(DVD-ROM等)1枚

イ ランディングページ等制作物を収めた電子媒体(DVD-ROM等)1枚

**(2) 提出期限**

令和6年1月31日(水)

**8 著作権の取扱**

(1) 成果品の著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む)、その他の一切の権利は、青森県に帰属するものとする。

(2) 受託者は成果品にかかる著作権人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

(3) 成果品に関して、提案者以外の者との間で著作権等に関わる問題が生じた場合は、すべて提案者の責任において処理する。

**9 その他留意事項**

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従って業務を行うこと。